

議案第 2 1 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第27号の2の次に次の1号を加える。

(27)の3 介護サービス事業者等の指定の審査に関する手数料 1件につき

	区分	名称	手数料の額
ア	介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者を除く。)の指定の申請(当該申請に係る事業所が本市の区域内にあるものに限る。イの項からエの項まで、キの項及びクの項において同じ。)に対する審査	指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	20,000円
イ	介護保険法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者に限る。)の指定の申請に対する審査	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者指定申請手数料	30,000円
ウ	介護保険法第78条の12の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者(指定地域密着型介護老人福祉	指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料	10,000円

	施設入所者生活介護事業者を除く。)の指定の更新の申請に対する審査		
エ	介護保険法第78条の12の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者に限る。)の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者指定更新申請手数料	15,000円
オ	介護保険法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	20,000円
カ	介護保険法第79条の2第4項において準用する同法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	10,000円
キ	介護保険法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	14,000円
ク	介護保険法第115条の21の規定により読み替えて準用する同法第70条の2第4項において準用する同法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新	指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	7,000円

	の申請に対する審査		
ケ	介護保険法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者(同法第115条の45第1項第1号イ又はロに規定する事業を行う事業者に限る。コの項において同じ。)の指定の申請に対する審査	指定事業者指定申請手数料	14,000円
コ	介護保険法第115条の45の6第4項において準用する同法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定事業者指定更新申請手数料	7,000円

別表第37号中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に、同表第39号の2、第40号、第46号、第48号の2、第49号、第54号及び第61号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表第77号エからキまでを次のように改める。

エ 準特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。） 570,000円

オ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 880,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1,070,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1,200,000円

(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1,520,000円

(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの 1,780,000円

- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 4,070,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 5,340,000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 6,490,000円

カ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,180,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,410,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,580,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,940,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,260,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,550,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,820,000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000円

キ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの 5,930,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの 7,470,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 10,900,000円

別表第82号ウからオまでを次のように改める。

ウ 基礎・地盤検査

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 420,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 560,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 730,000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 960,000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,090,000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,660,000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1,900,000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 2,120,000円

エ 溶接部検査

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 530,000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 680,000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キ

- ロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1, 030, 000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50, 000キロリットル以上100, 000
キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1, 410, 000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100, 000キロリットル以上200, 000
0キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 1, 780, 000円
- (カ) 危険物の貯蔵最大数量が200, 000キロリットル以上300, 000
0キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 3, 430, 000円
- (キ) 危険物の貯蔵最大数量が300, 000キロリットル以上400, 000
0キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 4, 190, 000円
- (ク) 危険物の貯蔵最大数量が400, 000キロリットル以上の特定屋外タ
ンク貯蔵所 4, 800, 000円

オ 岩盤タンク検査

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が400, 000キロリットル未満の屋外タンク
貯蔵所 9, 320, 000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が400, 000キロリットル以上500, 000
0キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 12, 600, 000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500, 000キロリットル以上の屋外タンク
貯蔵所 17, 300, 000円

別表第84号ア及びイを次のように改める。

ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

- (ア) 危険物の貯蔵最大数量が1, 000キロリットル以上5, 000キロリ
ットル未満のもの 320, 000円
- (イ) 危険物の貯蔵最大数量が5, 000キロリットル以上10, 000キロ
リットル未満のもの 460, 000円
- (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10, 000キロリットル以上50, 000キ
ロリットル未満のもの 750, 000円
- (エ) 危険物の貯蔵最大数量が50, 000キロリットル以上100, 000
キロリットル未満のもの 1, 020, 000円
- (オ) 危険物の貯蔵最大数量が100, 000キロリットル以上200, 000
0キロリットル未満のもの 1, 300, 000円

(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの 3,150,000円

(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 3,870,000円

(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの 4,460,000円

イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所

(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの 2,690,000円

(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの 3,230,000円

(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの 4,830,000円

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。